

2 交通安全対策

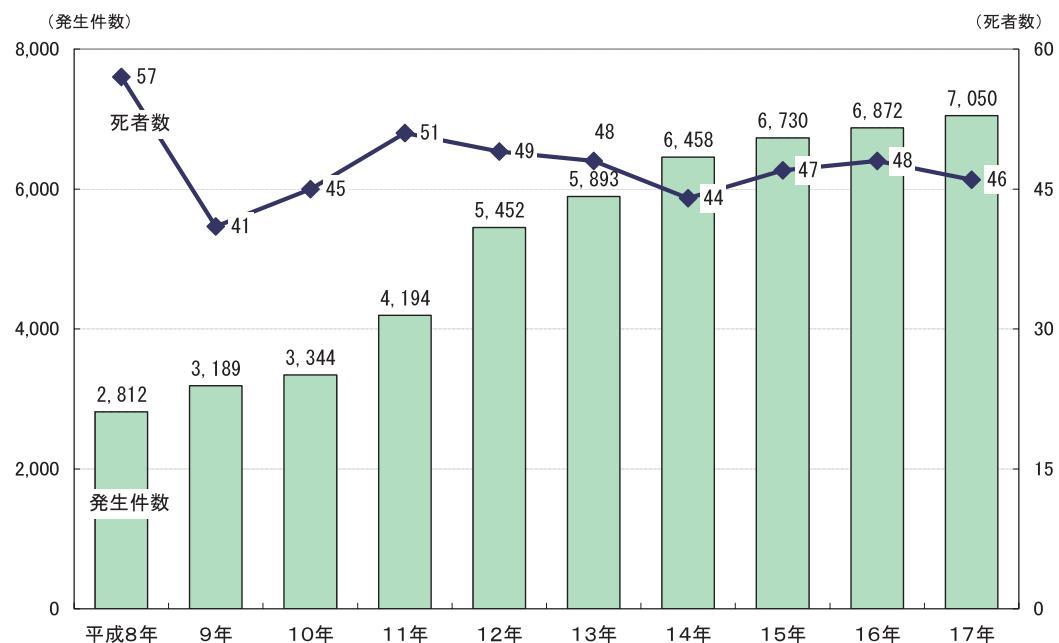
高齢者の交通事故は年々増加しており、平成8年上半期と比べると、平成17年上半期では、発生件数で約2.5倍となっています。

このことを踏まえ、平成17年度に策定した「第8次東京都交通安全計画」では、「高齢者の交通安全の確保」を最重点課題として位置付け、取り組んでいくことにしています。

高齢者の交通事故を防止するには、高齢者自身の自己防衛とともに、道路環境等の整備や交通安全への意識の向上、一般ドライバー等による高齢者の特性への理解の促進を図る必要があります。

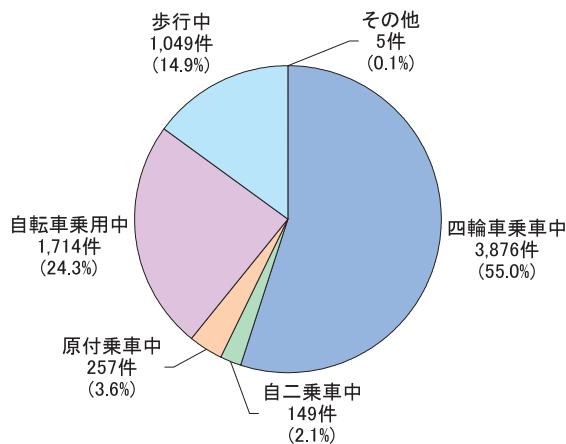
都は、歩道などのハード面での道路交通環境の整備を引き続き進めるとともに、高齢者の交通事故防止のための広範なネットワークを作り、高齢者の交通安全に役立つ身近な情報の配信等を通じて、高齢者に対する交通安全教育を推進していきます。

<高齢者の交通人身事故発生状況（年別推移）>



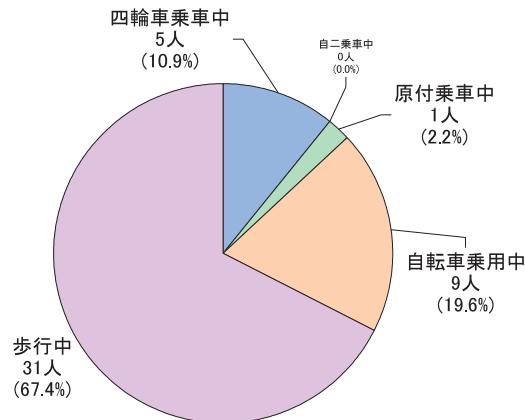
資料：警視庁「高齢者の交通人身事故発生状況」（平成17年上半期）

<高齢者の交通人身事故発生状況 一状態別発生状況（発生件数）->



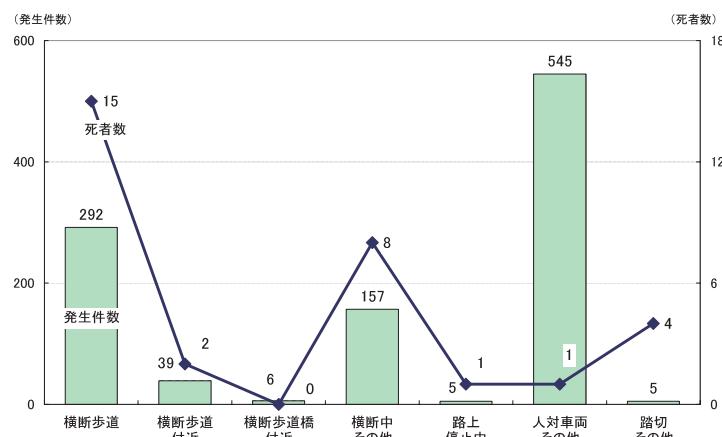
資料：警視庁「高齢者の交通人身事故発生状況」（平成17年上半期）

<高齢者の交通人身事故発生状況 一状態別発生状況（死者数）->



資料：警視庁「高齢者の交通人身事故発生状況」（平成17年上半期）

<高齢者の交通人身事故発生状況（歩行中の発生状況・事故類型）>



資料：警視庁「高齢者の交通人身事故発生状況」（平成17年上半期）

＜高齢者に期待される取組＞

歩行中の事故を防止するため、特に夜間等に外出する際には、ドライバー等から目立つように、「反射材などを身につける」「明るい色の服装にする」などの自己防衛を心掛けることが重要です。

また、一般的に、加齢に伴い身体機能が低下し、若いときほど速くは歩けないこと、とっさの行動がとれなくなることを念頭に置いて、交通法規を遵守し、周囲に広く目を向け、無理のない行動を心掛けることが大切です。

＜一般ドライバーに期待される取組＞

高齢者は、一般に運動能力が低下してきたり、視覚・聴覚が弱ってきています。一般ドライバーは、このような高齢者の特性に配慮した運転を心掛けることが大切です。

【主な施策】

- **高齢者交通安全の確保**〔青少年・治安対策本部〕

「第8次東京都交通安全計画」に基づき、参加・体験型の講習会の充実や福祉施策と連携した交通事故防止対策など、高齢者の交通安全対策に重点的に取り組みます。

- **区市町村交通安全教育担当者実務講習会**〔青少年・治安対策本部〕

交通事故の減少を図るため、各区市町村が選任した交通安全教育担当者を対象に、高齢者への対策を含めた実務講習会を開催します。

- **地域の交通安全ふれあいフェア**〔青少年・治安対策本部〕

交通事故の減少を図るため、子・親・祖父母の三世代を対象として、地域における交通安全教育を実施します。

- **長寿社会総合対策（高齢者の保護の推進）**〔警視庁〕

高齢者に対する交通安全教育活動や適性診断などの実施、標識の大型化等の交通環境整備や、街頭での保護誘導・交通事故防止活動などを推進します。

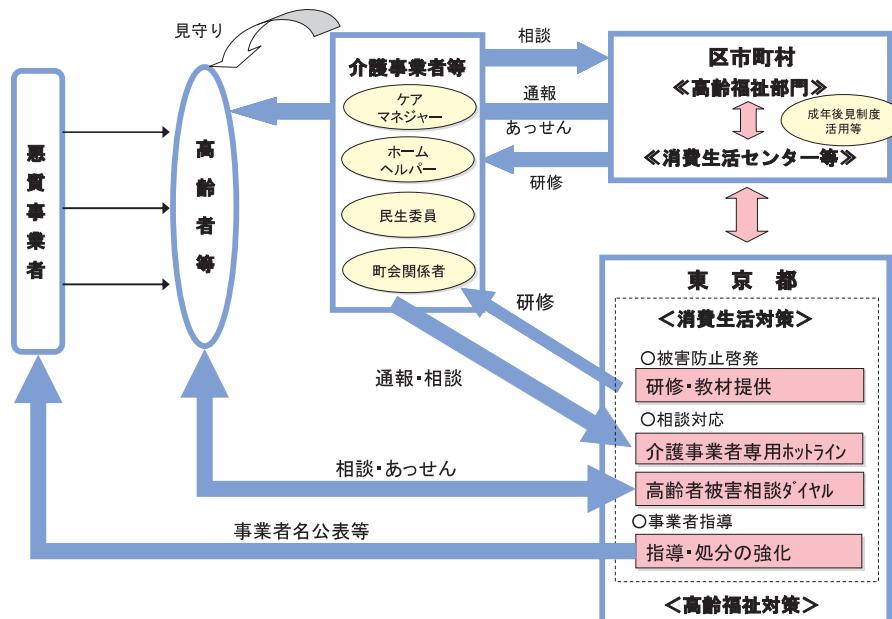
3 悪質商法による消費者被害対策

高齢者の消費生活トラブルに関する相談件数は年々増加しており、また、事業者の手口もますます悪質かつ巧妙化しています。具体的な手口としては、点検を騙って訪問し、高額な契約をさせるもの（点検商法）、同じ高齢者を次々と狙うもの（次々販売）、判断力が不十分な高齢者を狙うものなどがあり、多くの高齢者が被害に遭っています。

こうした被害から高齢者を守るために、高齢者本人への情報提供や啓発活動に加え、介護事業者や民生委員などの高齢者の身近にいる人々と連携した取組が重要です。

都は、区市町村や地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）やホームヘルパーなどと連携して、被害の早期発見、解決を図る仕組みづくりを進めるとともに、高齢者被害相談体制の充実や、事業者指導の強化を図っていきます。

＜介護事業者等との連携による高齢者被害対策の強化＞



【主な施策】

- #### • 高齢者被害対策強化【新規】〔生活文化局〕

高齢者被害の早期発見・解決を図るため、介護事業者等への研修や高齢者被害防止キャンペーンの実施、高齢者・介護事業者などに対応する消費生活相談体制の強化を行います。

- 特別相談〔生活文化局〕

高齢者の消費者被害の救済を行うとともに、未然防止にも役立てるため、高齢者の消費者被害の多いテーマについて特別相談を実施します。

- ・長寿社会総合対策（高齢者の保護の推進）〔警視庁〕

高齢者が犯罪の被害に遭わないよう、防犯講習会・防犯座談会の実施及び高齢者宅を訪問しての防犯指導などを行うほか、犯罪の取締りを行います。

4 高齢者施設等における感染症対策

免疫力が低下した高齢者が多く入所する高齢者施設等において、感染症等から身を守るために、入所者自らが、うがいや手洗いなどによる感染の予防に取り組むとともに、施設等の職員においても、入所者の健康状態の把握に努め、食品や調理器具の衛生管理の徹底、おう吐物など汚染物の適正な処理などにより、感染の予防と拡大防止に日常的に取り組んでいくことが重要です。

都は、平成13年度から、高齢者施設等への感染症予防対策についてのアンケート調査、実地検査及び指導を実施するとともに、平成15年度には、「社会福祉施設職員のための感染症対策Q&A」(平成6年3月作成)を改訂し、レジオネラ症やSARS等への対応を新たに盛り込むなど、施設等の職員の日常業務を支援しています。

また、平成17年度には、「ノロウィルス^注 対応標準マニュアル（第3版）」「(同)ダイジェスト版」を作成、配布するとともに、冬の流行期前に都内の高齢者施設等の管理者に対して「ノロウィルス予防衛生講習会」を実施し、ノロウィルスを中心とした感染症対策について、必要な知識の付与と注意の喚起に努めています。

今後とも、新型インフルエンザなどの新興感染症も含めた感染症の予防、早期発見・早期対応、重度化の防止などの観点から、施設等における感染症の理解の促進、マニュアルの整備などの危機管理の取組を支援していきます。

5 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策

認知症高齢者グループホームなど介護を要する高齢者等が入居する高齢者施設等では、火災が発生した場合に大きな被害につながるおそれがあり、施設等管理者は防火管理体制及び万一火災が発生した場合の早期発見、初期消火、迅速な避難通報体制の確保などの防火安全対策に、日ごろから取り組んでいることが非常に大切です。

また、平成18年4月からは、介護保険施設及び訪問系を除くすべての居宅サービス事業者に、火災等における通報・連携体制及び消火設備等の整備が義務付けられ、さらに認知症高齢者グループホームには夜勤体制の確保が義務付けられることとなりました。

都は、消防法上の立入検査、人員・設備・運営基準などに関する指導検査及び区市町村が実施する指導検査への支援などを通じて、認知症高齢者グループホーム等に入居する高齢者の安全の確保に努めています。

(注) ノロウィルス

食品感染者のおう吐物などに触れた手や食べ物を介して人から人に、また、汚染されたカキなどの食品から感染する。感染力が非常に強い。

潜伏期間は24時間～48時間で、下痢、吐き気、腹痛、発熱（38度以下）が主な症状である。通常は3日程度で回復するが、高齢者など抵抗力の落ちている人が重症化する場合もある。